　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成25年8月19日

日本公衆衛生学会

　会員各位

　　　　　　　　　　　　　　　日本公衆衛生学会　　　　　理事長　大井田　隆

　　　　　　　　　　　　　　　健診・保健指導専門委員会　委員長　武藤　孝司

**標準的な健診・保健指導プログラム【改定版】に関するご意見（お願い）**

　日本公衆衛生学会会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

　さて、平成20年度から開始された特定健診・特定保健指導が5年を経過したことから、厚生労働省は平成19年に策定された「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）」の見直しを進め、本年４月に「標準的な健診・保健指導プログラム【改定版】」が公表されました。

　日本公衆衛生学会は、特定健診・特定保健指導に関して、平成19年に厚生労働省健康局長宛に「標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）に対する意見」を提出し、平成22年には厚生労働大臣宛に「特定健診・特定保健指導の今後の改定に対する意見」を提出してきました。これらの意見書の内容は添付の資料①及び②をご覧下さい。

健診・保健指導専門委員会では、この改訂版の内容について検討した結果、当学会の意見が取り入れられている部分が複数ある一方、ほとんど取り入れられなかった部分があることが分かりました。このような状況から、当学会としては、健診・保健指導に関して今後も引き続き建設的な意見を表明する必要があると思われます。

意見表明をするに当たっては、会員の皆様から広くご意見を頂き、それを反映して日本公衆衛生学会の意見としたいと考えています。平成22年の意見表明の際には、事前に郵送によるアンケート調査を実施しましたが、今回はメルマガを用いて行います。この結果は、日本公衆衛生雑誌に報告する予定です。

つきましては、ご多忙の折とは存じますが、本年9月10日までにご意見をお寄せ下さいますよう、お願い申し上げます。

添付：資料①「標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）に対する意見」

　　　http://www.jsph.jp/member/docs/magazine/2007/5/54-5-291.pdf

資料②「特定健診・特定保健指導の今後の改定に対する意見」

http://www.jsph.jp/member/docs/magazine/2011/2/58-2-85.pdf

連絡先：日本公衆衛生学会　事務局　山崎幸子

160-0022　東京都新宿区新宿1-29-8　TEL  03-3352-4338  FAX 03-3352-4605

**標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】に関する意見**

　　　　　　　　　　　（１．～３．は該当する番号を○で囲んでください）

**１．**年齢：　１．20歳代　　２．30歳代　　3．40歳代　　4．50歳代　　５．60歳以上

**２．**職種（主なもの一つ）

1．医師　　　　　　　　　　　　　7．健康運動指導士・健康運動実践指導者

2．歯科医師　　　　　　　　　　　8．理学療法士・作業療法士

3．薬剤師　　　　　　　　　　　　9．歯科衛生士

4．保健師　　　　　　　　　　　　10．臨床検査技師・放射線技師

5．看護師　　　　　　　　　　　　11．事務職

6．管理栄養士・栄養士　　　　　　12．その他（　　　　　　　　　　　）

**３．**職場（主なもの一つ）

1．保健所　　　　　 　　　　　 7．6以外の特定健診・特定保健指導機関等

2．1以外の国・都道府県等　　　 8．企業

3．1以外の市町村・特別区　　　　9．全国健康保険協会・健康保険組合・共済組合等

4．大学・大学院　　　　　　　　 10．研究機関（衛生研究所を含む）

5．４以外の教育機関　　　　　　 11．介護保険施設等

6．病院・診療所　　　　　　　　 12．その他（　　　　　　　　　　　　　）

**４．**改定で評価できる点

**５．**今後の課題・要望

**６．**その他の意見